

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と大紀町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第2の3の表に次のように加える。

消費生活相談体制の強化	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、乙と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。	運営に必要な経費を負担するとともに、甲と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。
-------------	--------------------------------------	--	--

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

乙 度会郡大紀町滝原1610番地1

大紀町

大紀町長 服部 吉人